工 事 名	令和7年度 東[向陽台小学校図書室等	改修工事		仕様書(参考)
金額	一金		円也	(内消費税額	円)
構造規模	図書室他改修工事	事 間仕切り設置 23.0㎡	既存床材撤	去 123㎡ 床ビニルタイル	レ貼り 123㎡
仕 様 概 要	備品等移設工事	1式 スロープ設置 1.0式	t		
項目	摘要	金	額	備	考
直接工事費					
共 通 仮 設 費					
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費					
工事価格					
改め					
消 費 税	10 %				
総 合 計					

	名称	仕	様	数量	単位	単 価	金額	備	考
	令和7年度 東向陽台小学校図書室等改修工	事							
1	図書室改修工事			1.0	式				
2	PCルーム改修工事			1.0	式				
3	備品等移設工事			1.0	式				
4	発生材処理			1.0	式				
	直接工事費 計								

	名称	仕 様	数量	単位	単 価	金額	備	考
1	図書室改修工事							
1-1	直接仮設工事		1.0	式				
1-2	内装工事		1.0	式				
1-3	電気設備工事		1.0	式				
1-4	新設家具·備品設置工事		1.0	式				
	計							

	名称	仕 様	数量	単位	単 価	金額	備	考
1-1	直接仮設工事							
	養生費		1.0	式				
	内部足場	脚立等 運搬費共	1.0	式				
	片付け清掃費		1.0	式				
	計							

名称	仕 様	数量	単位	単 価	金額	備	考
1-2 内装工事							
梁下天井材撤去	W500	3.7	m²				
間仕切り位置床仕上げ撤去	W600	4.5	m²				
間仕切り設置 LGS65型 303@	PBZ15mm+15mm両面 GW50mm-24k 材工共	23.0	m²				
壁見切り	塩ビ製 天井取り合い 材工共	15.0	m				
梁下天井材復旧	シナベニヤ 目透かし EP塗装 5.5mm 材工共	3.7	m²				
床長尺塩ビシート復旧	材工共	7.5	m				
ビニル幅木	H100 材工共	15.0	m				
EP塗装	石膏ボード面 黒板、掲示板裏は除く 下地調整、材工共	7.5	m²				
計							

	名称	仕 様	数量	単位	単 価	金額	備	考
1-3	電気設備工事							
	ビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル	VCT-0.75-2C	25.0	m				
	警報用電線	AE-0.9mm-2C	25.0	m				
	警報用電線	AE-1.2mm-3C	25.0	m				
	同軸ケーブル	S5C-FB	25.0	m				
	電線	VVF2.0-2c	45.0	m				
	電線	VVF1.6-2c	108	m				
	アウトレットボックス		5.0	個				
	一種金属線ぴ		1.0	式				
	埋込スイッチ移設	1P15A*4	4.0	箇所				
	埋込コンセント増設	2P15A	3.0	箇所				
	直列ユニット 1端子型増設	中継	1.0	箇所				
	空調用理リモコン移設		1.0	式				
	SPアッテネーター増設		1.0	式				
	電気子時計増設	φ 300	1.0	式				
	雑材消耗品費		1.0	式				
	施工費		1.0	式				

名称	住 樣	数 量 単位	単 価	金額	備考
計					

名称	仕 様	数量	単位	単 価	金額	備	考
1-4 新設家具•備品設置工事							
	平面 アルミ枠付き						
ホーロー黒板	W4,800×H1,200 材工共	2.0	箇所				
	平面 アルミ枠付き						
ホーロー黒板	W790×H1,200 材工共	2.0	箇所				
	クロス貼り アルミ枠付き						
掲示板	W6,500×H950 材工共	1.0	箇所				
	クロス貼り アルミ枠付き						
掲示板	W5,400×H1,650 材工共	1.0	箇所				
引違書庫	W1,200×D500×H1,200 材工共	2.0	台				
	5列3段15人用						
背面ロッカー	W1,800×D470×H890 材工共	3.0	台				
			_				
掃除用具入れ	W500×D470×H1,900 材工共	2.0	台				
thui s	7 4 000 m 2000/m 11-m 11		tata				
コートハンガー スチール製	L1,800 フック20個 材工共	4.0	箇所				
建具額ガラス交換	強化ガラス T4 700×700 材工共	4.0	枚				
727,000							
計							

	名	称	仕	様	数量	単位	単 価	金額	備	考
2	PCルーム改修工事									
2-1	直接仮設工事				1.0	式				
2-2	内装工事				1.0	式				
	計									

	名称	仕 様	数量	単位	単 価	金額	備	考
2-1	直接仮設工事							
	養生費		1.0	式				
	内部足場	脚立等 運搬費共	1.0	式				
	片付け清掃費		1.0	式				
	計							

	名 称	住 様	数量	単位	単 価	金額	備考	
2-2	内装工事							
	既存床材撤去	タイルカーペット	123	m²				
	ビニル床タイル貼り	材工共	123	m²				
	スロープ設置	木製、アルミ框 W1,540×D900×H900 OAフロア撤去、材工共	1.0	式				
	フロアコンセント撤去		1.0	式				
	計							

	名称	仕 様	数量	単位	単 価	金額	備	考
3	備品等移設工事							
	6人掛けテーブル・椅子移設	図書室からPCルームへ移設	6.0	セット				
	両面書棚移設	H1,200程度 図書室からPCルームへ移設 固定共	8.0	台				
	書棚移設	H1,600程度 図書室からPCルームへ移設 固定共	14.0	台				
	書棚移設	H900程度 図書室からPCルームへ移設 固定共	11.0	台				
	書庫移設	図書室からPCルームへ移設 固定共	6.0	台				
	受付カウンター、キャビネット他移設	図書室からPCルームへ移設	1.0	式				
	半円テーブル移設	図書室からPCルームへ移設	7.0	台				
	畳移設	図書室からPCルームへ移設	3.0	枚				
	揭示板移設	W4,000×H1,200程度 図書室からPCルームへ移設	1.0	枚				
	計							

	名称	仕 様	数量	単位	単 価	金額	備	考
4	発生材処理							
	発生材小運搬、集積	人力	0.95	m³				
	発生材運搬	DID区間有、11.5km以下 木くず	0.02	m³				
	発生材運搬	DID区間有、11.5km以下 廃プラ類	0.93	m³				
	発生材処分	木くず	0.01	t				
	発生材処分	廃プラ類	0.33					
	計							

一施工条件明示書一

項 1 主任技術者又は監理技術		工芸	事名	令和7年度 東向陽台小学校図書室等改修工事 事務所名 富谷市役所					
1 主任技術者又は監理技術	目	条	件	内 容 施工方法	備考				
	者(以下配置技術者という。)の配								
(1) 配置技術者の工事 現場への専任を要	現場施工に着手する日の指定		● ない		(出納局契約				
しない期間				着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼動であることが明確な場合は、配置 場への専任は要しない。	課ホームペー				
	工事現場が不稼働の期間			事打合せ簿により配置技術者の工事現場への専任を要しない期間が明確になっている場合で、かつ、工事準備	ジ参照のこと http://www.p				
				工事現場が不稼働であることが明確である期間	ef.miyagi.jp/s				
	完了検査後の期間 工事中止の期間			が終了し、事務手続き、後片付けのみが残っている期間 いる場合その他これに類する場合の期間	shiki/keiyaku				
F-	工場製作のみの期間			であっている期間	kk50.html)				
特例監理技術者の配置									
				建設業法第26条第3項ただし書の規程の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置。					
		〇 対象	対象	特例監理技術者を配置する場合は下記によるものとする					
		1 特例	: 監理技術	 者を配置する場合は以下の(ア)~(サ)の要件を全て満たさなければならない。					
		(ア)本二	L事の現	場施工に着手する日までに、建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監	理技術者補佐				
				配置すること。 歯折け、一細粒工際理は土地(今和2年4月1日整行子宮)又は一細粒工際理は土笠の国宮路牧者、学歴の宝羽	c奴ww/~ FNEC				
		(イ)監理技術者補佐は、一級施工管理技士補(令和3年4月1日施行予定)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める							
		を主任所名の製品を行うのかくこと。なる、無色技術有価は少速数米は第21米が死足に基づく技術技術を揺れば、同の無色技術有に高から 技術検定権目と同じであること。 (ウ)監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。							
				開性は八化参加者と直接的がっぱmmがよ雁布関係にあること。 監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。					
				るいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、					
				なる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に『 工事を一の工事とみなす。)	はる。) について				
		(オ)特	列監理技	術者が兼務できる工事は、本工事を所管する土木事務所(地域事務所)管内及び隣接土木事務所(地域事務所)管内の宮城り				
				E事でなければならない。 術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなけぇ	hittastal				
				術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。	いはなりなり。				
				補佐が担う業務等について、明らかにすること。 を配置しない工事であること。					
				を配直しない工事であること。 務同士は兼務できない。					
		※24時	間体制で	応急処理工や緊急巡回等が必要な業務等					
				の追加専任を必要としないもの。 !技術者が特例監理技術者として兼務する場合、配置技術者届出書及び特例監理技術者の配置を予定している	場合の確認事				
		項を提出	出すること						
		3 本工録を行う		て、特例監理技術者及び監理術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CO	RIINS)への3				
3 積算基準及び設計単価の	適用期日	№V.C 11.)							
		ある	○ ない	積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価としている。					
(1)積算基準及び設計単 4 工程関係	1回り適用について	@ ms	0 80	(現界至半及U)以口 半画は公口口の削月の至半及U 半画として V 3。					
	ala tin — remete	0 +-	0 +						
(1) 関連工事による施工	時期の調整	○ ಹ ತ	● ない						
(2) 施工時期による制限		ある	○ ない	施設管理者との協議による。					
(3) 関係機関等との協議	の未成立	ි ある	ない						
(4) 関係機関等との協議	結果、特定条件の付加	೧ ಹತ	ない						
5 公害対策関係									
		工事の加	施工にあ;	とり、別表に示す排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。					
(1) 一般事項				、振動規制法等の関係法令を遵守し、必要な措置を講じること。					
(2) 施工方法、機械施設	、作業時間等の制限	ある	○ ない	作業時間は施設管理者との協議による。					
5 安全対策関係									
(1) 交通安全施設等の指	定	○ ಹತ	● ない						
(2) 占用埋設物との近接		○ ಹತ	ない						
施工方法、作業					//				
(3)定期安全研修・訓練等	芹 の実施	● ある	() ない	工事着手後、原則として作業員全員参加により、月当たり半日以上の時間を割り当て安全に関する研修・訓練等を定期	的に実施する。				
7 排水工関係		1							
(1) 濁水、湧水処理のたる	りの特別な対策の必要性	○ ಹತ	● ない						
(2) 排水設備確認申請等	の手続き	○ ಹತ	ない	排水設備等の新設、増設又は改設を行う場合は、排水設備工事の確認(変更の確認を含む)を得てから工事に	着手すること。				
3 建設副産物対策関係(建設	 足発生土)	•							
(1) 建設発生土の処理・気		ි ある	● ない	本工事の残土は、下記に運搬する。なお、下記により難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の)対象とする。				
(2) 建設発生土	処理·処分	特記仕村	: 羨書による	5					
	現場外管理について			- 管理者(複数可)を選任し、「施工計画書」に記載し、監督職員に提出すること。					
		「ダンプ	トラック等	管理表」を工事着手前に監督職員に提出すること。					
				等管理表」を搬出を行う日ごとに作成し、一週間毎の集計表を監督職員に提出すること。					
I		建設発生	生土は受	入地において、搬出先土量を管理するとともに、搬出先で土量を確認すること。					
	と発生土以外の建設副産物)								
建設副産物対策関係(建設									
建設副産物対策関係(建設				特記仕様書による					
	設副産物の処理・処分について	下記の	:)処理·処	分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員	と協議するこ				
	設副産物の処理・処分について	下記のと。また、	:)処理·処 , 処理·፶	分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員 と分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清	と協議するこ 掃に関する法				
	設副産物の処理・処分について	下記の と。また、 律」を遵	:)処理・処 , 処理・欠 :守するこ	分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員	掃に関する法				
(1) 建設発生土以外の建	設副産物の処理・処分について 処理・処分	下記の と。また、 律」を遵 工事現場	:)処理・処 、処理・欠 :守するこ 場内及び	分は設計模算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員 分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び洁と(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議す	掃に関する法				
(1) 建設発生土以外の建		下記の と。また、 律」を遵 工事現場	:)処理・処 , 処理・欠 :守するこ	分は設計模算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員 分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び洁と(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議す	掃に関する法				
(1) 建設発生土以外の建 (2) 建設発生土以外の		下記のと。また、 律」を遵 工事現場 特記仕様	:)処理・処 、処理・欠 :守するこ 場内及び	分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員 分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清 と環境省または循環型社会推進襲のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議す	掃に関する法				
(1) 建設発生土以外の建 (2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用	処理·処分	下記のときまた、 ときまた、 (本)を遵 工事現場 特記仕村 特記仕村 請負額が	::)処理・処 (処理・欠 (守するこ 場内及び	分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び落と(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議する	活品に関する法				
(1) 建設発生土以外の建 (2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4)建設副産物情報交換	処理·処分	下記の と。また、達 工事現場 特記仕札 特記仕札 精負以上の	::)処理・処 、処理・処 ・守するこ 場内及び 蒙書による が1百万 の場合	分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員 分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び落 く環境省または循環型社会推進課のFIPEを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議する 5 5 受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シ	活品に関する法でこと。				
(1) 建設発生士以外の建 (2) 建設発生士以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用	処理·処分	下記の と。また、達 工事現場 特記仕札 特記仕札 精負以上の	::::::::::::::::::::::::::::::::::::	分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び落と(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議する	接に関する法 ること。 ステムにデータ +画書を作成				
(1) 建設発生土以外の建 (2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4)建設副産物情報交換 への登録について	処理・処分 システム(COBRIS)	下記のと。また、律」を遵工事現場特記仕村特記仕村特記仕村時記は工事では工事を表しています。		分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員 分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び落 と環境省または循環型社会推進襲のHPEを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議す 5 6 6 6 6 7 8 9 9 2 8 8 9 8 9 8 9 8 8 9 8 8 8 8 8 8	掃に関する法 ること。 ステムにデー・ ト画書を作成ない。 し、契約担当る				
(1) 建設発生土以外の建 (2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4)建設副産物情報交換	処理・処分 システム(COBRIS)	下記のと。また、律」を遵工事現場特記仕村特記仕村特記仕村時記は工事では工事を表しています。	::::::::::::::::::::::::::::::::::::	分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員 分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び落 く環境省または循環型社会推進課のIFPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議する 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	掃に関する法 ること。 ステムにデー・ ト画書を作成ない。 し、契約担当る				
(1) 建設発生土以外の建 (2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4) 建設副産物情報交換 への登録について (5) 建設リサイクル法につ	処理・処分 システム(COBRIS) いて	下記のと。また、 律」を遵 工事現場 特記仕札 特記仕札 請負以上で はエ事系 るものと		分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員 分に先立ら処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び落 と(環境省または積環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議する を注着は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シ の入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにお再生資源利用計画書及び再生資源利用促進まし、施工計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならが 受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表1~3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成 等に説明書とせに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リナン 第3項に基づいて報告すること。	掃に関する法 ること。 ステムにデー 計画書を作成 ない。 し、契約担当記 クル法第18名				
(1) 建設発生土以外の建 (2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4) 建設副産物情報交換 への登録について (5) 建設リサイクル法につ (1) 工事現場のイメージアップ	処理・処分 システム(COBRIS) いて	下記のと。また、 律」を遵 工事現場 特記仕札 特記仕札 請負以上で はエ事系 るものと		分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員 分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び落 と環境省または積環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議する 多注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シ の入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進書 し、施工計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならが 受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表1~3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成 等に設明書とともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リナ・ 第3項に基づいて報告すること。 るイメージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をする。	掃に関する法 ること。 ステムにデー 計画書を作成 ない。 し、契約担当記 クル法第18名				
(1) 建設発生土以外の建 (2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4) 建設副産物情報交換 への登録について (5) 建設リサイクル法につ	処理・処分 システム(COBRIS) いて	下記のと。また連上を連上を連上を連上を連上を連上を連上を連上を連上を表記をは、		分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び活と環境省生に循環型社会推進課のHPEを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議する を決定して、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換をある人力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進制、施工計画書に含め、カーの建設副産物情報交換シテム工事登録配明書を監督職員に提出しればなら、受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表1~3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成等に説明書ともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リナ等に説明書ともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リナ等に説明書ともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リナ等に説明書ともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リナ等に説明書ともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときば、建設リナ等に設明書ともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときば、建設リナ等に設明書ともに対していて、対していて、対していて、対しないで、対していていて、対しないで、対しないで、対していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい	掃に関する法 ること。 ステムにデー 計画書を作成 ない。 し、契約担当記 クル法第18名				
(1) 建設発生土以外の建 (2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4) 建設副産物情報交換 への登録について (5) 建設リサイクル法につ 0 工事現場のイメージアップ (1) 具体的協議事項	処理・処分 システム(COBRIS) いて	下記のと。また連上を連上を連上を連上を連上を連上を連上を連上を連上を表記をは、	… 処理・処理・ が、 ですするこび ・は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員 分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び落 と環境省または積環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議する 多注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シ の入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進書 し、施工計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならが 受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表1~3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成 等に設明書とともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リナ・ 第3項に基づいて報告すること。 るイメージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をする。	場に関する法 ること。 ステムにデー 計画書を作成 ない。 し、契約担当8				
(1) 建設発生土以外の建 (2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4)建設副産物情報交換 への登録について (5) 建設リサイクル法につ 0 工事現場のイメージアップ (1) 具体的協議事項	処理・処分 システム(COBRIS) いて	下記のと。また連 律」を連 年記仕札 特記仕札 特記仕札 時記以上事 るものと ある 工事現場	――――――――――――――――――――――――――――――――――――	分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び活と環境省生に循環型社会推進課のHPEを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議する を決定して、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換をある人力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進制、施工計画書に含め、カーの建設副産物情報交換シテム工事登録配明書を監督職員に提出しればなら、受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表1~3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成等に説明書ともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リナ等に説明書ともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リナ等に説明書ともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リナ等に説明書ともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リナ等に説明書ともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときば、建設リナ等に設明書ともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときば、建設リナ等に設明書ともに対していて、対していて、対していて、対しないで、対していていて、対しないで、対しないで、対していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい	掃に関する法 ること。 ステムにデー 画書を作成 ない。 し、契約担当: しクル法第18名				
(1) 建設発生土以外の建 (2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4) 建設副産物情報交換 への登録について (5) 建設リサイクル法につ (1) 工事現場のイメージアップ (1) 具体的協議事項 11 資材関係 (1) 特定調達物品の利用・	処理・処分 システム(COBRIS) いて 促進	下記のと。また。 律」を選 工事現は 特記仕札 特記仕札 請負額が 円以上の は工事者 るものと の ある の ある	――――――――――――――――――――――――――――――――――――	分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員 分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清 く環境省または循環型社会推進課のIPEを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議する る 受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シ の入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進し、施工計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事を録証明書を監督職員に提出しなければならが 受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表1~3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成等に設明書とともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リナッ第3項に基づいて報告すること。 るイメージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をする、 具体的内容: イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。	探に関する法 ること。 ステムにデー 画書を作成 ない。 し、契約担当 ラクル 法第18名 と。				
(1) 建設発生土以外の建 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4)建設副産物情報交換 への登録について (5)建設リサイクル法につ 10 工事現場のイメージアップ (1) 具体的協議事項 11 資材関係	処理・処分 システム(COBRIS) いて 促進	下記のと。また。 全。また。 準丁事現は 特記仕札 特記仕札 請負額が 円以上のはは工事者 るものと ある 工事現は のある 工事現り のある	・	分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び落と環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議する 受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シの入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにお再生資源利用計画書及び再生資源利用促進まし、施工計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならが受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表1~3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成等に説明書とともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサン第3項に基づいて報告すること。 るイメージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をする。 具体的内容: イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。 条例(平成18年3月23日宮城県条例第22号)第10条第2項の特定調達物品について、利用の促進に努めなけれ	掃に関する法 ること。 ステムにデー 画書を作成 ない。 し、契約担当 1クル法第18名 こと。				
(1) 建設発生土以外の建 建設開産物 (2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4) 建設副産物情報交換 への登録について (5) 建設リサイクル法につ 10 工事現場のイメージアップ (1) 具体的協議事項 11 資材関係 (1) 特定調達物品の利用・	処理・処分 システム(COBRIS) いて 促進	下記のとは、また、連また、連また、連また、連また、連また、連まで、単年記仕は、特記仕は、特記仕は、は工事があるものと ある エ事現は のある をきまる カーン ある 受注者に	… 処理・処々、 (守	分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員 分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清 く環境省または循環型社会推進課のIPEを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議する る 受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シ の入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進し、施工計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事を録証明書を監督職員に提出しなければならが 受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表1~3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成等に設明書とともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リナッ第3項に基づいて報告すること。 るイメージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をする、 具体的内容: イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。	掃に関する法 ること。 ステムにデー 画書を作成 ない。 し、契約担当 1クル法第18名 こと。				
(2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4)建設副産物情報交換 への登録について (5)建設リサイクル法につ 10 工事現場のイメージアップ (1) 具体的協議事項 11 資材関係 (1)特定調達物品の利用	処理・処分 システム(COBRIS) いて 促進	下記のと。また連上を 特記仕札 特記仕札 特記仕札 特記仕札 特記仕札 特記 (1工事現 は 上の は 工事 現 は 工事 現 は 一 の ある で	…	分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員 分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び落 と環境省または積燥型社会推進課のHPと参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議する。 受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シの入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計し、施工計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事登録証明書を置職員に提出しなければならが受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表1~3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成等に設明書とともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設サケ第3項に基づいて報告すること。 るイメージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をする。 具体的内容: イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。 条例(平成18年3月23日宮城県条例第22号)第10条第2項の特定調達物品について、利用の促進に努めなけれ 資材の選定において、グリーン離入促進条例第14条第1項の宮城県グリーン製品(利用促進指針に基づく)及び県 24本を使用する場合は、そのことを証明できる資料を添付し、監督員に提出すること。	掃に関する法 ること。 ステムにデー 一両書を作成 い、 し、契約担当 12クル法第18分 こと。 ばならない。 ・産本材製品の				
(1) 建設発生土以外の建設副産物 (2) 建設発生土以外の建設副産物 (3) 再生材の利用 (4) 建設副産物情報交換への登録について (5) 建設リサイクル法につ 10 工事現場のイメージアッフ (1) 具体的協議事項 11 資材関係 (1) 特定調達物品の利用 ①特に使用する特)	処理・処分 システム(COBRIS) いて P 促進 定調達物品	下記のた連歩では、 下まり、 をはりを引きませる。 特記 仕様 を記録以上事3 るものと ある 本事現ま	処処する及びによっている。 が選挙を持ち、では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び潜と環境省まに循環型社会推進課のHPEを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議する 多された。 受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換ションが合行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進上、施工計画書に含め、カーの建設副産物情報交換シテム工事登録起明書を監修職員に提出ければなが受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表1~3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成等に設明書とともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リナ第3項に基づいて報告すること。 5イメージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をする。具体的内容: イメージアップの異体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。 条例(平成18年3月23日宮城県条例第22号)第10条第2項の特定調達物品について、利用の促進に努めなけれて解けの適定において、グリーン購入促進条例第14条第1項の宮城県グリーン製品(利用促進指針に基づく)及び県心はならない。場合とは、そのことを証明できる資料を添付し、監督員に提出すること。 「経過において、グリーン購入促進条例第14条第1項の宮城県グリーン製品(利用促進指針に基づく)及び県ればならない。場合は、そのことを証明できる資料を添付し、監督員に提出すること。 「ほどのでは、そのことを証明できる資料を添付し、監督員に提出すること。	掃に関する法 ること。 ステムにデー 一両書を作成 たい。 し、契約担当3 イクル法第183 こと。 ばならない。 ・産本材製品の				
(1) 建設発生土以外の建 建設開産物 (2) 建設発生土以外の 建設副産物 (3) 再生材の利用 (4) 建設副産物情報交換 への登録について (5) 建設リサイクル法につ 10 工事現場のイメージアップ (1) 具体的協議事項 11 資材関係 (1) 特定調達物品の利用・	処理・処分 システム(COBRIS) いて P 促進 定調達物品	下記のと。下記のと。下記のと。下記のと。下記のと。下記のと。下記の上述」を持了を連び上述。 おいい おいい おいい かい あいい あいい あいい あいい あいい あいい あいい あいい あい	処処す場 (分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員分に先立ら処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び落と環境者または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議する 受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シの入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにおり再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計し、施工計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならが受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表1~3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成等に認明まともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサン第3項に基づいて報告すること。 人イメージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をする。 具体的内容: イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。 条例(平成18年3月23日宮城県条例第22号)第10条第2項の特定調達物品について、利用の促進に努めなければならない。 集体的内容: 集体的内容: 本学で、プラングの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。 「株がの選定において、グリーン購入促進条例第14条第1項の宮城県グリーン製品(利用促進指針に基づく)及び界ればならない。 集体的内容: 本学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは	掃に関する法 ること。 ステムにデー、 一面書を作成ない。 し、契約担当3 イクル法第18名 こと。 ばならない。 産木材製品の				
(1) 建設発生土以外の建設副産物 (2) 建設発生土以外の建設副産物 (3) 再生材の利用 (4) 建設副産物情報交換への登録について (5) 建設リサイクル法につ 10 工事現場のイメージアッフ (1) 具体的協議事項 11 資材関係 (1) 特定調達物品の利用 ①特に使用する特)	処理・処分 システム(COBRIS) いて P 促進 定調達物品	下記のた連点では、 下記のた連点を では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	処処する 処処する 処処する がは がは がは がは がは がは がは がは がは がは	分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び落と環境省または積聚型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議する 受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シの入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにお再生資源利用計画書及び再生資源利用促進まし、施工計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならが受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表1~3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成等に説明書とともに提出するのとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサン第3項に基づいて報告すること。 4水ージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をする。 4水ージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をする。 4水ージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をする。 4水ージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をする。 5本の場では1年記を表していて、利用の促進に努めなけれて成日を発展の第22号)第10条第2項の特定調達物品について、利用の促進に努めなけれてはならない。 4を例(平成18年3月23日宮城県条例第22号)第10条第2項の特定調達物品について、利用の促進に努めなけれてはならない。 4を例(平成18年3月23日宮城県条例第22号)第10条第2項の特定調達物品について、利用の促進に努めなけれてはならない。 4を開ける場合は、そのことを証明できる資料を添付し、監督員に提出すること。 4とは1年記録は1年記録は1年記録は1年記録は1年記録は1年記録は1年記録は1年記録	掃に関する法 ること。 ステムにデー 一両書を作成 たい。 し、契約担当3 イクル法第183 こと。 ばならない。 ・産本材製品の				
(1) 建設発生土以外の建設副産物 (2) 建設発生土以外の建設副産物 (3) 再生材の利用 (4) 建設副産物情報交換への登録について (5) 建設リサイクル法につ 10 工事現場のイメージアッフ (1) 具体的協議事項 11 資材関係 (1) 特定調達物品の利用 ①特に使用する特)	処理・処分 システム(COBRIS) いて P 促進 定調達物品	下記のた連現は 特記 住住 を	処処守房 業 業 第1000000000000000000000000000000000	分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び落と環境者または積聚型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議する 受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シの入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進まし、施工計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならが受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表1~3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成等に説明書とともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサー第3項に基づいて報告すること。 るイメージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をする。具体的内容: イメージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をする。具体的内容: イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。 条例(平成18年3月23日宮城県条例第22号)第10条第2項の特定調達物品について、利用の促進に努めなければならない。 集材の選定において、グリーン購入促進条例第14条第1項の宮城県グリーン製品(利用促進指針に基づく)及び界は定さない。 集材の選定において、グリーン購入促進条例第14条第1項の宮城県グリーン製品(利用促進指針に基づく)及び界単計を発行し、監督員に提出すること。 全対の選定において、大校地のよりに対しる活用について、所定の様式により監督員に報告(電子メール等)を行う課計を対しまり、https://www.pref.miyagi.jb/soshiki/junkan/houkoku.html 工事の施工において木材を使用する場合、原則として宮城県グリーン製品を使用しなければならない。 板枠(既製品)を使用する場合、原則として宮城県グリーン製品を使用しなければならない。	掃に関する法 ること。 ステムにデー 一両書を作成 たい。 し、契約担当3 イクル法第183 こと。 ばならない。 ・産本材製品の				
(1) 建設発生土以外の建設副産物 (2) 建設発生土以外の建設副産物 (3) 再生材の利用 (4) 建設副産物情報交換への登録について (5) 建設リサイクル法につ (1) 具体的協議事項 (1) 特定調達物品の利用 ①特に使用する特別 (2) 宮城県グリーン製品及	処理・処分 システム(COBRIS) いて P 促進 定調達物品	下また連現は 特語のは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またで	処処守房 業 業 第1000000000000000000000000000000000	分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び落と環境省または積聚型社会推進課のHPを参照)。 工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議する 受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シの入力を行うこと。入力した工事にあっては、当該システムにお再生資源利用計画書及び再生資源利用促進まし、施工計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならが受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表1~3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成等に説明書とともに提出するのとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサン第3項に基づいて報告すること。 4水ージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をする。 4水ージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をする。 4水ージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をする。 4水ージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮をする。 5本の場では1年記を表していて、利用の促進に努めなけれて成日を発展の第22号)第10条第2項の特定調達物品について、利用の促進に努めなけれてはならない。 4を例(平成18年3月23日宮城県条例第22号)第10条第2項の特定調達物品について、利用の促進に努めなけれてはならない。 4を例(平成18年3月23日宮城県条例第22号)第10条第2項の特定調達物品について、利用の促進に努めなけれてはならない。 4を開ける場合は、そのことを証明できる資料を添付し、監督員に提出すること。 4とは1年記録は1年記録は1年記録は1年記録は1年記録は1年記録は1年記録は1年記録	掃に関する法 ること。 ステムにデー 一両書を作成 い、 し、契約担当 イクル法第184 こと。 ばならない。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				

(3) 県内産製品の使用	工事の施工にあたり、適切に実施し、工事完了後は所定の様式により監督員に報告(電子メール等)を行うこと。 なお、報告対象とする主要な資材は、監督職員との協議によるものとする。 事業管理課HP参照 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html					
(4)生コンクリート	生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は、同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。					
(5)購入土	購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」 を提出すること。					
12 工事経過記録の報告	I 事履行報告書を、毎月1回監督職員に提出する。 内容:日誌、天候、工事進捗状況、工事進捗状況写真、その他監督職員の指示する事項					
13 その他						
(1)「学校施設におけるシックハウス症候群発症防止 指針」の適用	○ 55 ® \$11					
(2)現場代理人の兼務の承認	「現場代理人の常駐義務の緩和措置について」(契約課ホームページ参照:http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/)に基づく条件に適合する工事で、工事現場の運営・安全管理等に支障がないと判断した場合、現場代理人の兼務を認める。					
(3)「施工体制事前提出方式(オープンブック方式)」の適 用	②この工事の入札は、施工体制事前提出方式(オープンプック方式)を適用する。オープンプック方式とは、工事請負契約締結 に先立ち、応札者が自ら積算内容及び工事の施工体制を明らかにする方式であり、入札時において宮城県の指定様式である 「工事費内訳書」に必要事項を記載して、電子入札システム内の入札書提出時に添付ファイルとして提出するものとする。(紙入 札においてはCD-R等により、提出するものとする。)「工事費内訳書」及び「工事費内訳書記入要領」は、この工事の入札公告が 掲載された宮城県建設工事等電子入札システムの入札情報サービスシステムからダウンロードして使用する。					
	②この工事を請け負った者は、工事請負契約書第7条及び宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱第7条第2項に基づく一部下請負承認願等の書類の記載内容等について、上記の「工事費内訳書」を使用して宮城県が行う調査に協力しなければならない。具体の調査内容を記載した「公正な元請下請関係を築くための施工体制確認調査については、宮城県のホームページまたは宮城県建設工事等電子入札システムの入札情報サービスシステムからダウンロードできる。 ③この工事を請け負った者は、発注者の指示があった場合には、下請負人の協力を得て、最終変更請負契約締結後に配布される最終工事費内訳書に精算額等の必要事項を記載して、(D-R等により提出するものとする。					
(4)法定外の労災保険の付保について	本工事では、法定外の劣災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため、本工事において、受注者は法定外の劣災保険に付さなければならない。なお、加入後受注者は、工事請負契約書に基づき、証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示すること。					

| 17人ははなりはい。なみ、ハ ※ 条件欄に「ある」と記入した場合は、必要に応じて内容、施工方法等を記入すること。
※ 2 公害対策 の別表は次ページ参照

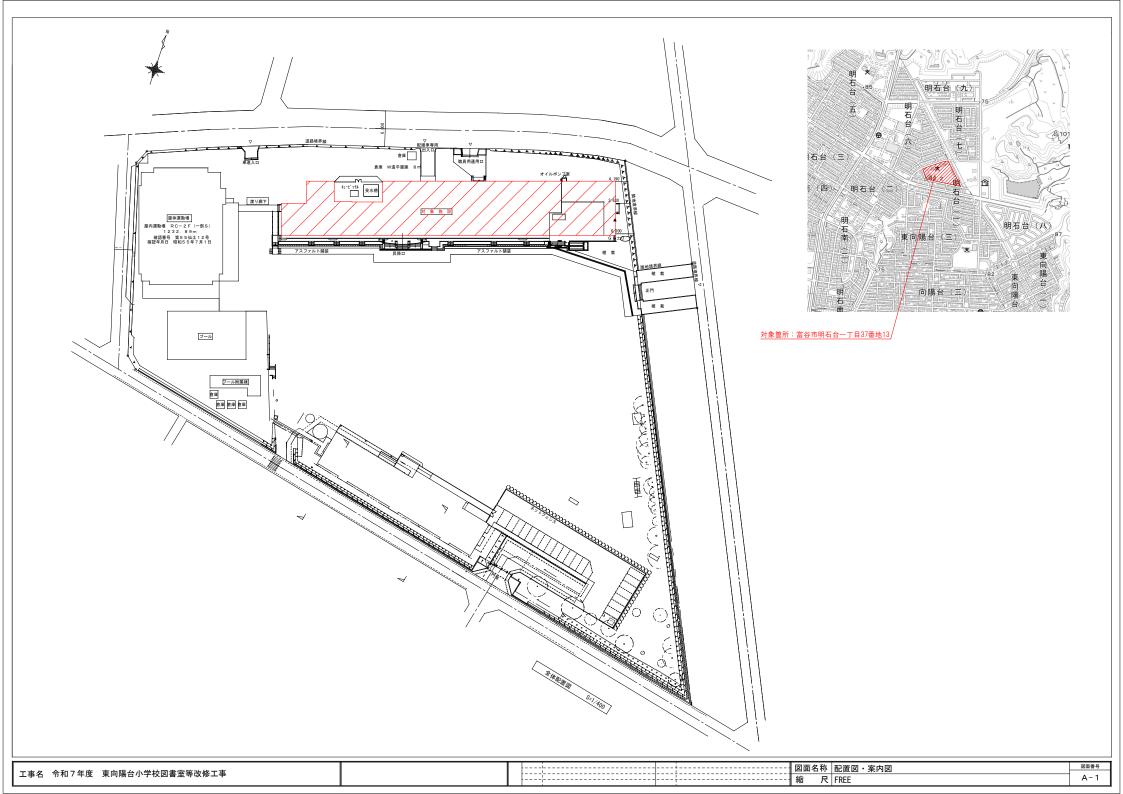
別表 排出ガス対策型建設機械を使用する工種及びその機種

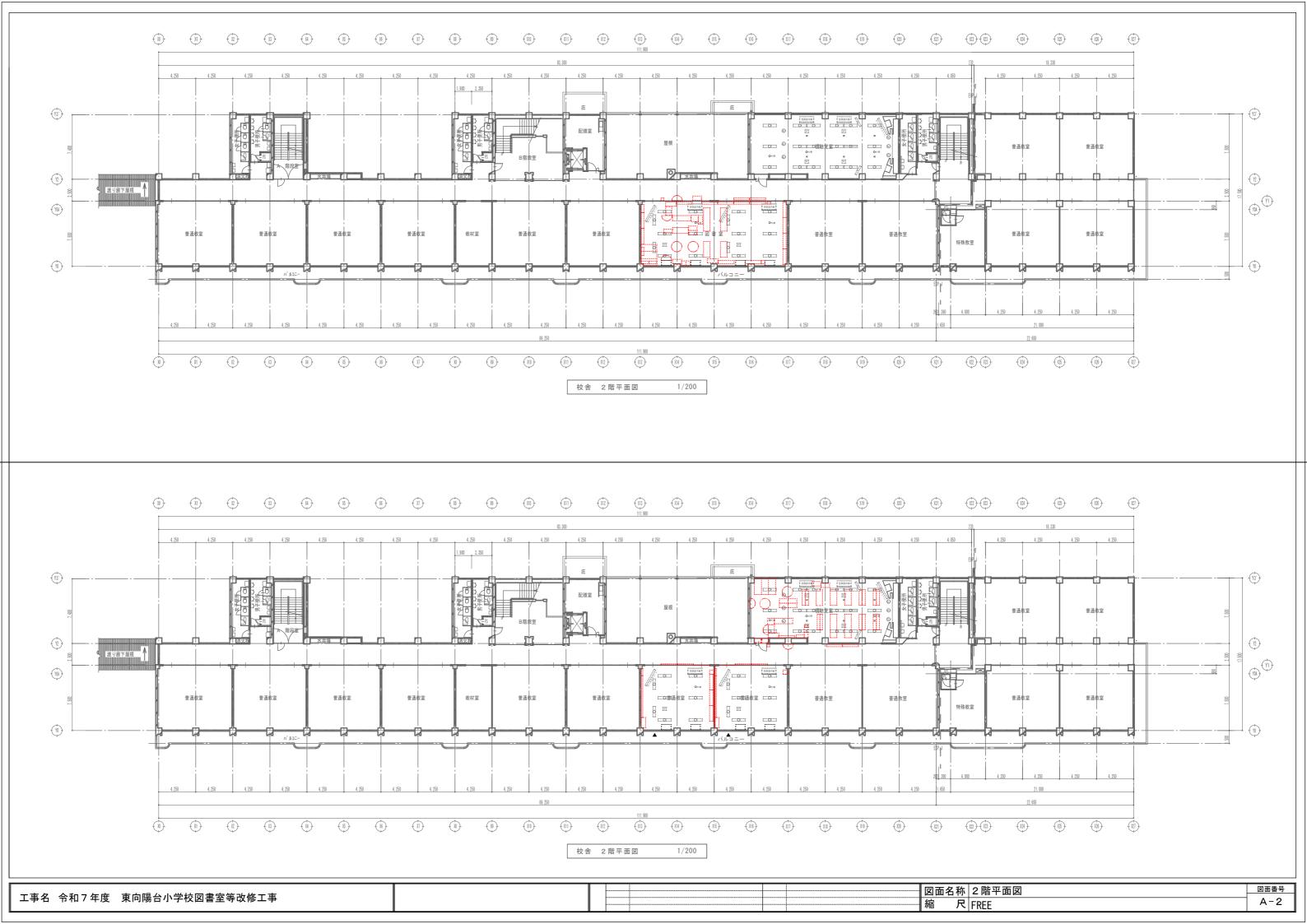
工種		建設機械名	備考		
トンネル工事用排出ガス 対策型建設機械(7機種)	・バックホウ ・大型プレーカー ・トラクタショベル ・コンクリート吹付機	・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・コンクリートミキサ	ディーゼルエンジン(出力30kw~260kw(40.8Ps~353Ps))を搭載した 建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の 種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。		
一般工事用建設機械	ディーゼルエンジン駆動の油圧= 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧	式鋼管圧入・引抜機、アースオーガ、 サーキュレーションドリル、アースドリル ールケーシング掘削機	ディーゼルエンジン(出力7.5kw~260kw)を搭載した建設機械に限る。		

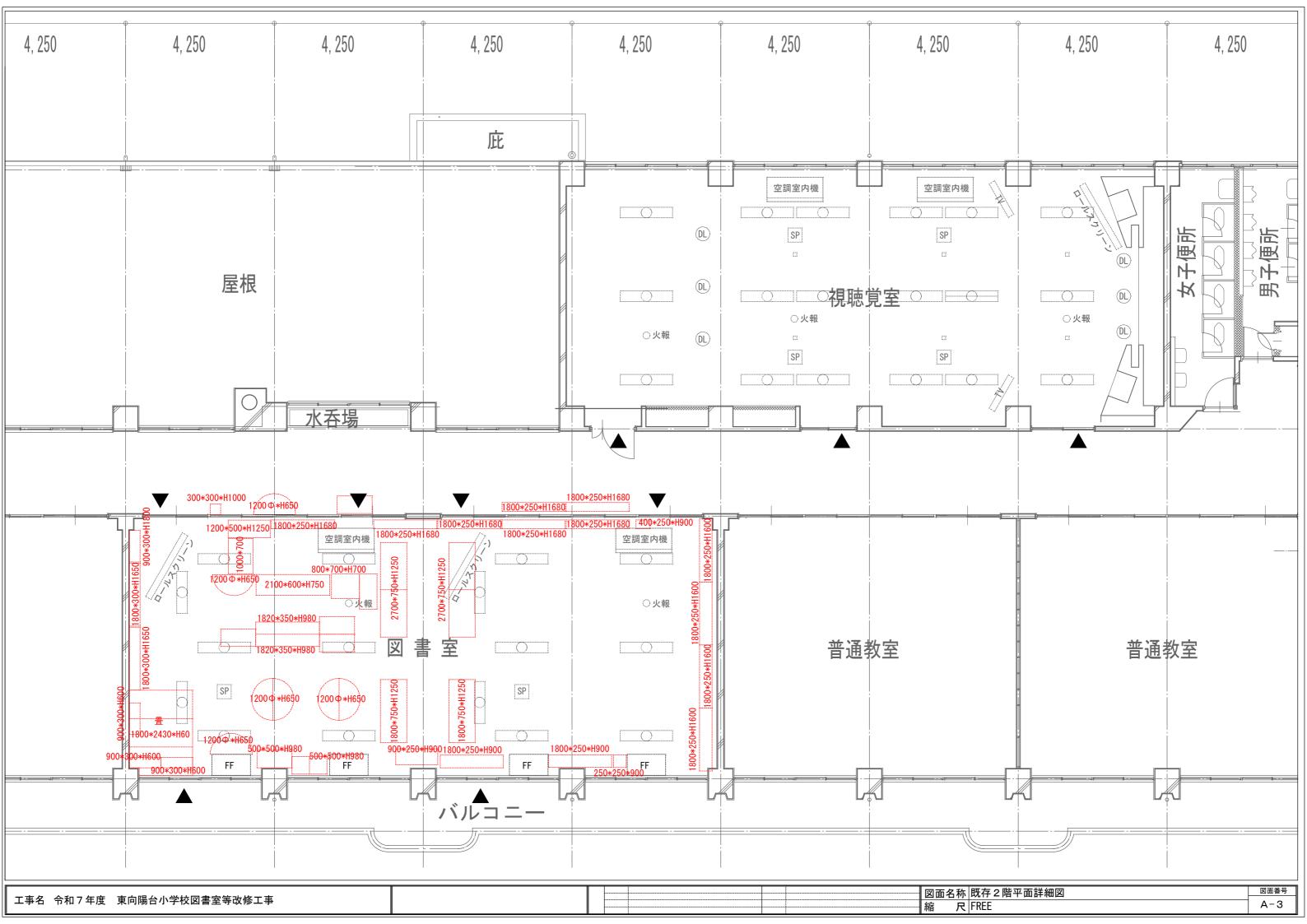
なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目的で実施された 民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械(平成16年9月1日まで装着したものに限る。)を使用することで、排出ガス対策型 建設機械と同等と見なす。

特記事項

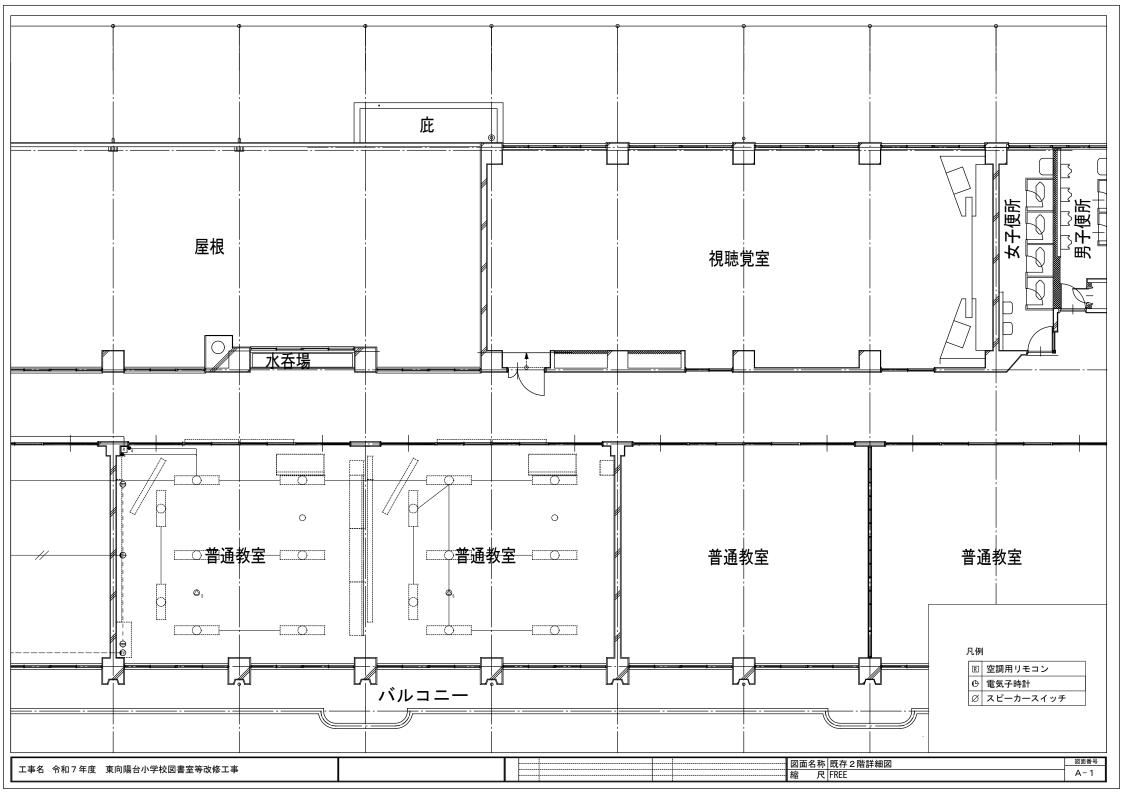
幣記事項						
1 総合評価落札方式における「ICT施	1 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無					
(1)「ICT施工・3次元化等の活用扱業」の適用工事	1	○ 対象		1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書(一般土木工事の場合)」に基づき、該当する工種に関する提案を選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆろ作文)の評価対象外とする(「簡易型(施工計画型)」、「標準型」、「高度型」の場合)。なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。		
(2)実施された技術についての費用計上(設計変更)			◉ 対象ダ	設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象 外となる。		
2 週休2日工事等の適用の有無						
	対象	● 対象	○ 対象タ	種別または区分を変更する場合は受注者より工事着手前に監督職員と協議を行うこと。		
(1)週休2日工事	種別	現場閉所型		現場関所型:巡回バロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1日を通して現場や現場事務所を関所する。 交替 制:現場関所を行うとが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。		
	区分	● 通期	○ 月単位	通 期:対象期間全体で4週8休相当以上の休日を取得したと認められる状態 月 単 位:対象期間全ての月で4週8休相当以上の休日を取得したと認められる状態		
(2)女性活躍推進モデル工事		○ 対象	◉ 対象外	特記仕様書による。		
(3)遠隔臨場の取組み		○ 対象	◉ 対象外	特記仕様書による。		
(4)情報共有システムの取組み		○ 対象	● 対象外	特記仕様書による。		

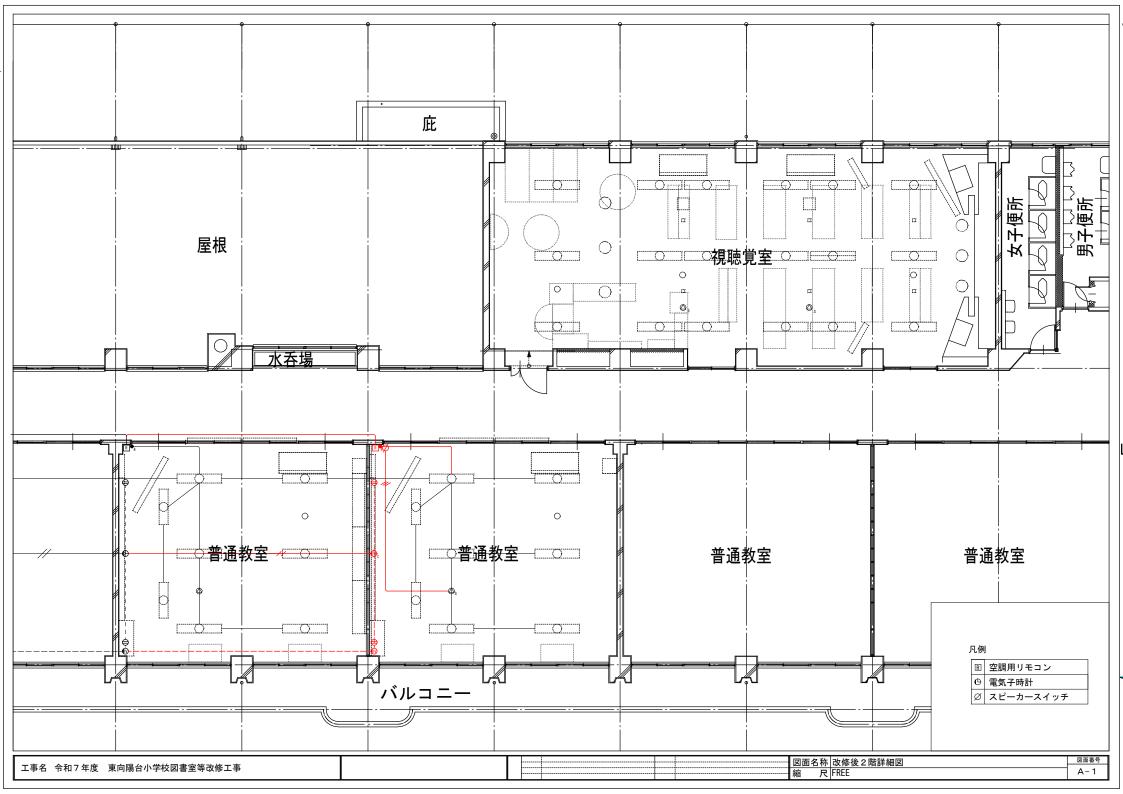














令和7年度
東向陽台小学校図書室等改修工事
既存図書室
現況写真



令和7年度 東向陽台小学校図書室等改修工事 既存図書室 現況写真



令和7年度
東向陽台小学校図書室等改修工事
既存図書室
現況写真



令和7年度
東向陽台小学校図書室等改修工事
既存普通教室
現況写真



令和7年度 東向陽台小学校図書室等改修工事 既存普通教室 現況写真



令和7年度	
東向陽台小学校図書室等改修工事	
既存普通教室	
現況写真	



令和7年度
東向陽台小学校図書室等改修工事
既存PCルーム
現況写真



令和7年度
東向陽台小学校図書室等改修工事
既存PCルーム
現況写真
t e e e e e e e e e e e e e e e e e e e



令和7年度
東向陽台小学校図書室等改修工事
既存PCルーム
現況写真



令和7年度
東向陽台小学校図書室等改修工事
既存普通教室
現況写真



令和7年度	
東向陽台小学校図書室等改修工事	
既存普通教室	
現況写真	



令和7年度
東向陽台小学校図書室等改修工事
既存普通教室
現況写真